

## 春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

令和8年3月30日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日市犯罪被害者等支援条例(令和8年条例第1号。以下「条例」という。)第7条の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。

(3) 重傷病 負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)であつて、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。

(4) 犯罪被害の発生を知った日 犯罪行為により死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪行為により重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(5) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかに該当する者であつて、やむを得ず市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住しているものをいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

カ その他市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(6) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者(以下「死亡被害者」という。)が当該犯罪被害を受けたことに対し、その遺族に一時金として支給する見舞金をいう。

(7) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われた時に市民である者に限る。以下「重傷病被害者」という。)が当該犯罪被害を受けたことに対し、当該者に一時金として支給する見舞金をいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 条例第7条に規定する犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(見舞金の支給対象者)

第4条 市は、次の各号に掲げる見舞金の種類に応じ、当該各号に定める者に対し、見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 死亡被害者の遺族(当該犯罪行為が行われた時に市民である者に限る。)であつて、次条の規定により第1順位の遺族となるもの(以下「第1順位遺族」という。)

(2) 重傷病見舞金 重傷病被害者

2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象となる遺族は、死亡被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があつた者を含む。以下同じ。)

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに市長が適当と認めた親族

2 死亡被害者の死亡時において胎児であつた子が出生した場合における前項の規

定の適用については、当該子の母が死亡被害者の死亡時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に当該者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、春日市遺族見舞金受給代表者届出書(様式第1号)の提出をもって代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

(支給の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 警察等の捜査機関に犯罪被害を受けたことが申告されておらず、当該申告の事実が関係機関等への照会等により確認できないとき。
- (2) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。)と加害者との間に親族関係(事実婚等の関係にあつた者を含む。)があるとき。
- (3) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (4) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに該当する者である場合
  - ア 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員
  - イ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(遺族見舞金の額の調整)

第7条 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該重傷病見舞金の支給に係る被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した重傷病見舞金の額を控除した額とする。

2 他の地方公共団体(都道府県を除く。)から見舞金と同種の支給を受けている場合における見舞金の額は、見舞金の額から当該支給を受けている額を控除した額とする。

(支給の申請)

第8条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、春日市犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 死亡被害者の死亡診断書その他死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

イ 申請者が犯罪被害を受けた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類

ウ 申請者の氏名、生年月日及び死亡被害者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書

エ 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し

オ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、春日市遺族見舞金受給代表者届出書

カ 誓約書兼同意書(様式第3号)

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 申請者が受けた重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し

イ 申請者が犯罪被害を受けた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類

ウ 誓約書兼同意書

エ その他市長が必要と認める書類

(支給の申請の期限)

第9条 見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、これをすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪被害の加害者により身体を不当に拘束されていたことその他やむを得ない事由により同項の規定する期間を経過する前に支給の申請ができなかったときは、その事由が消滅した日から6月以内限り、支給の申請をすることができる。

(支給の決定等)

第10条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、見舞金の支給の適否を決定し、春日市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)又は春日市犯罪被害者等見舞金支給却下通知書(様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(見舞金の請求)

第11条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、春日市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金が支給されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(報告等)

第13条 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、見舞金の受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(情報提供の要請)

第14条 市長は、申請者が同意した場合に限り、国、県その他の関係機関に照会して、見舞金の支給に関する情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、この規則の施行の日以後に行われた犯

罪行為について適用する。

年 月 日

（宛先）春日市長

受給代表者

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

春日市遺族見舞金受給代表者届出書

私は、下記の第1順位遺族と協議し、遺族見舞金の受給代表者となりましたので、春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第5条第5項の規定により届け出ます。

また、見舞金の受給に係る調整については、遺族間で行うこととし、市に対して異議を申し出ることはありません。

記

（同意者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（同意者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（同意者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（同意者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日

（宛先）春日市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

春日市犯罪被害者等見舞金支給申請書

春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第8条第1項の規定により、関係書類を添えて見舞金の支給を申請します。

見舞金の種別		<input type="checkbox"/> 遺族見舞金		<input type="checkbox"/> 重傷病見舞金	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日		頃	
犯罪行為が行われた場所					
犯罪行為による被害の発生状況					
遺族 見舞金	犯罪行為により 死亡した方	被害時の住所			
		ふりがな			
		氏名			
		生年月日	年	月	日
		死亡年月日	年	月	日
		申請者との関係			
当該犯罪行為にかかる重傷病 見舞金受給の有無		<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし	
重傷病 見舞金	被害時の住所 (現住所と異なる場合は記載)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ			
	重傷病の状態・加療期間				
取扱警察署・届出日		警察署		年 月 日届出	

\*裏面に続く

(裏面)

必要書類

(1) 遺族見舞金

- ア 死亡被害者の死亡診断書その他死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- イ 申請者が、犯罪被害を受けた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- ウ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本等）
- エ 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し（住民票の写し等）
- オ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、春日市遺族見舞金受給代表者届出書（様式第1号）
- カ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

- ア 申請者が受けた重傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し
- イ 申請者が犯罪被害を受けた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- ウ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- エ その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第8条関係）

誓約書兼同意書

私は、春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第6条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、申請に係る犯罪行為による被害状況の調査に当たり、必要に応じて、市の判断で警察署等に対し調査等を実施することに同意します。

なお、春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第6条各号のいずれかに該当する場合は、春日市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

年 月 日

(宛先) 春日市長

申請者

住所

氏名

記

(ふりがな) 被害者の氏名	性別	生年月日

備考1 この書面に記載された個人情報については、見舞金の支給に関する目的以外には使用しません。

2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載してください。

\*裏面に続く

(裏面)

春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

(支給の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 警察等の捜査機関に犯罪被害を受けたことが申告されておらず、当該申告の事実が関係機関等への照会等により確認できないとき。
- (2) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。）と加害者との間に親族関係（事実婚等の関係にあった者を含む。）があるとき。
- (3) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに該当する者である場合
  - ア 春日市暴力団排除条例（平成22年条例第2号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
  - イ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

様式第4号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

春日市長

春日市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請がありました見舞金について、次のとおり支給を決定したので、春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第10条の規定により通知します。

記

1 見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金
2 支給決定額	円

第 号  
年 月 日

様

春日市長

春日市犯罪被害者等見舞金支給却下通知書

年 月 日付けで申請がありました見舞金について、下記の理由により却下したので、春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第10条の規定により通知します。

記

却下の理由	<input type="checkbox"/> 対象犯罪行為非該当
	<input type="checkbox"/> 支給対象者非該当
	<input type="checkbox"/> 支給制限該当 (春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第6条第 号)
	<input type="checkbox"/> その他 【理由】

年 月 日

（宛先）春日市長

支給決定者

住 所

氏 名

電話番号

春日市犯罪被害者等見舞金支給請求書

春日市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第11条の規定により、次のとおり見舞金の支給を請求します。

1 請求金額

円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			